

サツマイモ基腐病に注意してください！

2023年9月作成 茨城県農林水産部農業技術課

育苗～収穫までにこんな症状はありませんか？



苗基部の黒変



葉の赤変・紫色の症状



地上部の枯死



塊根（いも）の腐敗

茨城県でサツマイモを栽培する全ての方へ

サツマイモ基腐病は、全国的に発生が拡大し、本県でも発生が確認（R3.6.29、R3.7.6、R4.5.31）されましたが、早期に発見し、迅速に封じ込め措置を行ったことにより、まん延を防いでいます。引き続き、侵入防止と早期発見に努めましょう。

発病が確認された場合、まん延を防止するため、発病株を抜き取る等の対応が必要です。適切に処理するため、サツマイモ基腐病が疑われる症状を発見した際には、速やかに最寄りの農業改良普及センターにご連絡ください。

(連絡先は裏面をご参照ください)

国内で発生が確認された地域（2023年9月13日現在）
沖縄、宮崎、鹿児島、福岡、長崎、熊本、高知、静岡、岐阜、群馬、茨城、東京、千葉、岩手、愛媛、福井、埼玉、山形、石川、北海道、鳥取、長野、徳島、神奈川、兵庫、岡山、大阪、和歌山、三重、愛知、佐賀県、山口県の33都道府県で発生が確認されています。

生育期のポイント

- ・発生ほ場では、大雨による冠水などで被害が拡大します。万一の病害発生と大雨に備え、排水対策を行いましょう。
- ・生育期に本病が確認された場合、発病株を抜き取るとともに、下記の農薬を散布することで、被害を軽減できます。

生育期に散布できる農薬（2023年8月23日現在）

薬剤名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	有効成分毎の総使用回数	有効成分	作用機分類
NEW フロンサイドSC	1000倍	収穫30日前まで	2回以内	3回以内（但し、植付前は1回以内、植付後は2回以内）	フルアジナム	29
アミスター20フロアブル	2000倍	収穫14日前まで	3回以内	3回以内	アゾキシストロビン	11
トリフミン水和剤	2000～3000倍	収穫前日まで	2回以内	3回以内（但し、植付前の処理は1回以内、植付後は2回以内）	トリフルミゾール	3
ジーファイン水和剤	1000倍	収穫前日まで	-	-	炭酸水素ナトリウム 無水硫酸銅	NC、M01
Zポルドー	500倍	-	-	-	塩基性硫酸銅	M01

注意 薬剤耐性菌の出現を避けるため、ローテーション散布を行う。
※農薬の誤った使用を行わないよう、使用前に必ずラベルを見て、対象作物、希釈数や使用量、使用時期、使用回数等を確認すること。

収穫期のポイント

- ・収穫物がどのほ場で収穫されたものか追跡できるように収穫場所を記録し、できる限りほ場ごとに分けて管理しましょう。
- ・なりつるの黒変、イモのなり首側からの変色や腐敗がないか、イモから芽が出ていないか（萌芽）等に注意してください。
- ・収穫時にほ場を移動する際には、農機具や長靴についた土を良く落とし、水できれいに洗浄※しましょう。

※コンテナや農機具、長靴等の洗浄は、ほ場の近くでは行わないでください。

ご存じですか？サツマイモ基腐病のまん延を防ぐため 皆様に守っていただくルール（遵守事項）

茨城県では、近年の病害虫の発生状況に対応するとともに、化学農薬に頼りすぎない、環境に配慮した適切な病害虫防除を推進するため、「茨城県総合防除計画」を策定しました。

近年、全国的に発生しているサツマイモ基腐病については、サツマイモの大産地である本県において、特に発生を警戒すべき病害であることから、全ての方（家庭菜園を含む）に守っていただくルール（遵守事項）を定めました。

<総合防除計画および遵守事項は、令和5年4月1日に施行された改正植物防疫法に基づくものです>

サツマイモ基腐病のまん延防止に関する遵守事項

- 県が実施するまん延防止のための調査に協力する。
- 本病の発生を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係機関の指導の下、発病株を抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出す。
- 本病の発生ほ場では、2年間、さつまいもを作付けしない（関係機関の指導の下、栽培管理する場合を除く）。
- 本病の発生ほ場から種いもを採取しない。
- 本病の発生ほ場では、発生の拡大が無いことを確認する。

基腐病と疑われる症状を発見したら、ご連絡をお願いします。

名称	電話番号	管轄地域
県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市
常陸大宮地域農業改良普及センター	0295-53-0116	常陸大宮市、大子町
県央農林事務所 経営・普及部門	029-227-1521	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村
笠間地域農業改良普及センター	0296-72-0701	笠間市、城里町
鹿行農林事務所 経営・普及部門	0291-33-6192	鹿嶋市、神栖市、鉾田市
行方地域農業改良普及センター	0299-72-0256	潮来市、行方市
県南農林事務所 経営・普及部門	029-822-7242	土浦市、石岡市、かすみがうら市
稲敷地域農業改良普及センター	029-892-2934	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町
つくば地域農業改良普及センター	029-836-1109	取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、利根町
県西農林事務所 経営・普及部門	0296-24-9206	筑西市、桜川市、下妻市
結城地域農業改良普及センター	0296-48-0184	結城市、常総市、八千代町
坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134	古河市、坂東市、五霞町、境町

茨城県農業総合センター病害虫防除部 (0299-45-8200)
農林水産部農業技術課 (029-301-3894)

サツマイモ基腐病の総合防除を行いましょ

育苗期



株の葉巻、萎縮症状

- 健全な種いもおよび苗の使用を徹底する。
- 苗床に本病害の発生が確認された場合は、速やかに関係機関に連絡し、関係機関の指導の下、発病株を施設外に持ち出して適切に処分する。
- 採苗を実施する際には、苗は地際から5cm以上離れた部分で採取し、採苗当日に苗消毒を実施する。

生育期



地際部の黒変

- ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
- 茎葉散布防除を行う場合、株元、茎や葉に十分に薬液が付着するよう散布する。
- 発病株を確認した場合には、速やかに関係機関に連絡し、関係機関の指導の下、発病株を抜き取り、ほ場外に持ち出す。
- 抜き取りを実施した周辺の株に薬剤散布を実施する。

収穫期



周辺に残渣を放置しない

- 作物残さ等が感染源となるため、収穫後は速やかに取り除くとともに、耕起等によりほ場内に残った作物残さの分解促進を図る。